

■議案第33号 四万十町昭和ふるさと交流センターに係る指定管理者の指定について

【要旨】

地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者による管理を行っている本施設の指定期間が平成25年3月31日をもって満了するため、引き続き指定管理者による管理を実施することとし、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により指定管理者の候補者として「社団法人 四万十町観光協会」を選定したので、同団体を指定管理者に指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地

施設 の 名 称 四万十町昭和ふるさと交流センター

施設の所在地 四万十町昭和669番地2周辺一帯

2 指定管理者に指定する団体の名称及び住所

団 体 の 名 称 社団法人 四万十町観光協会

団体の所在地 四万十町茂串町2番3号

3 指定の期間

平成25年4月1日から平成28年3月31日まで

4 公募によらない理由及び指定管理者の候補選定理由

四万十町昭和ふるさと交流センターは、住民に健全な保健休養の場を提供し、自然と人の共生を大切にする心をかん養するとともに、地域間の交流を通じて本町の産業、文化及び観光の向上を資することを目的に設置した施設であり、平成22年4月1日より平成25年3月31日まで、「社団法人 四万十町観光協会」を指定管理者として指定し、指定管理業務に当たってきた。現在、ラフティングに関しては、専門のインストラクターを同乗させて業務を行う事としており、安全面に十分配慮したサポート体制を確立しております。また、施設の効用を最大限発揮し、安定的な管理運営が実施されていると判断されるため、引き続き同団体を四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第5条の規定により指定管理者の候補者として選定するものです。